

⇨ 相続税の申告後、隠し子が発覚した場合

Q : 昨年父が死亡し、相続税の申告を済ませましたが、今年になって父に隠し子がいたことが発覚しました。裁判により認知が確定し、隠し子への支払額も確定しましたが、この事実により、私が以前に納付した相続税額は納めすぎになります。減額する方法はありますか？

A : 認知された子への弁済額が確定した日から4ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に更正の請求を行えば、納めすぎた税額の還付を受けることができます。

【解説】

税法上、申告書の提出により納付した税額が、計算誤りなどにより過大となった場合には、申告期限から1年以内に税務署長に対して更正の請求を行うことにより、既に納付した税額を減額修正して還付を受けることができます。また、ご質問のように、事後的に生じた事実により財産の帰属に異動が生じた場合には、たとえ申告期限から1年を経過していたとしても、その事由が生じたことを知った日の翌日から4ヶ月以内であれば、更正の請求ができます。

従来は、①認知が確定した日の翌日から4ヶ月以内か、②その認知された子からの請求により弁済額が確定した日の翌日から2ヶ月以内、のいずれか遅い日が更正の請求期限とされていましたが、平成15年度改正により、②に掲げる日の翌日から4ヶ月以内が請求期限となり、今までより請求期限が延長されました。

